

○猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則

令和4年3月11日
公安委員会規則第3号

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則をここに公布する。

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則(平成22年鹿児島県公安委員会規則第6号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3、第5条の3の2、第5条の5及び第9条の14の規定に基づき、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う猟銃及び空気銃の取扱い等に関する講習会(以下「講習会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(講習受講対象者)

第2条 講習会は、次の各号のいずれかに該当する者を対象として行う。

- (1) 法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者(以下「猟銃等経験者」という。)
- (2) 法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者で、前号に掲げるもの以外の者(以下「猟銃等初心者」という。)
- (3) 法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者(以下「クロスボウ経験者」という。)
- (4) 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者で、前号に掲げるもの以外の者(以下「クロスボウ初心者」という。)
- (5) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している者で、新たに猟銃の所持の許可を受けようとするもの又は猟銃の所持の許可の更新を受けようとするもの(以下「技能講習者」という。)
- (6) 法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者(以下「年少射撃資格者」という。)

(講習会の開催)

第3条 講習会は、次により開催するものとする。ただし、震災、風水害その他やむを得ない理由があると認めるときは、日時、回数又は場所を変更して開催することができる。

- (1) 猟銃等経験者に対する講習会は、猟銃等経験者講習会実施場所・月割表(別表)により日時を指定して公安委員会が実施するものとする。
- (2) 猟銃等初心者に対する講習会は、次の表の左欄に掲げる場所において、それぞれ同表の右欄に掲げる月に日時を指定して公安委員会が実施するものとする。

開催場所	開催月
鹿児島中央警察署	10月
鹿児島西警察署	4月
鹿児島南警察署	9月
南さつま警察署	8月
薩摩川内警察署	6月
始良警察署	11月
鹿屋警察署	5月
奄美警察署	7月

- (3) クロスボウ経験者に対する講習会は、次の表の左欄に掲げる場所において、それぞれ同表の右欄に掲げる月に日時を指定して公安委員会が実施するものとする。

開催場所	開催月
鹿児島中央警察署	3月
奄美警察署	2月

(4) クロスボウ初心者に対する講習会は、次の表の左欄に掲げる場所において、それぞれ同表の右欄に掲げる月に日時を指定して公安委員会が実施するものとする。

開催場所	開催月
鹿児島中央警察署	8月
鹿児島西警察署	6月
鹿児島南警察署	11月
南さつま警察署	12月
薩摩川内警察署	9月
始良警察署	1月
鹿屋警察署	7月
奄美警察署	10月

(5) 技能講習者に対する講習会は、公安委員会による直接実施又は公安委員会が技能講習の実施に関して委託契約を締結した教習射撃場を管理する者による実施とし、それぞれ公安委員会と教習射撃場を管理する者との協議により、開催日時及び受講可能者数を決定するものとする。

(6) 年少射撃資格者に対する講習会は、公安委員会が実施し、年5回以内の範囲で、関係射撃競技団体等と協議の上、開催日時及び開催場所を決定するものとする。

(講習会の公表)

第4条 講習会の開催日時等の公表については、第6条の規定によるほか、次の方法により行うものとする。

(1) 猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者に対する講習会の開催場所を管轄する警察署長(以下「講習実施警察署長」という。)は、当該講習会の開催日程を定めたときは、速やかに生活安全企画課長(以下「課長」という。)又は生活安全部管理官(以下「管理官」という。)及び各警察署長に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた課長又は管理官は、当該講習会開催日の20日前までに講習会の日時、場所その他の必要な事項をウェブサイトに掲載して公表するものとする。

(2) 課長又は管理官は、技能講習者及び年少射撃資格者に対する講習会の実施計画を策定した場合は、警察署長に通知するとともに、技能講習者に対する講習会については実施計画を策定した都度、年少射撃資格者に対する講習会については開催日の20日前までに講習会の日時、場所その他の必要な事項をウェブサイトに掲載して公表するものとする。

(講習会の申込み)

第5条 講習会の受講申込みは、猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者は銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。)第20条の講習受講申込書、技能講習者は規則第26条の技能講習受講申込書、年少射撃資格者は規則第80条の年少射撃資格講習受講申込書(以下これらを総称して「申込書」という。)に記載し、当該申込者の住所地を管轄する警察署長に提出して行うものとする。

2 申込書を受理した警察署長(以下「受理警察署長」という。)は、受理時に鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)に定める額の手数料を徴収するものとする。

(講習会の通知)

第6条 受理警察署長は、技能講習者には規則第27条の技能講習通知書を、猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者、クロスボウ初心者及び年少射撃資格者には講習通知書(別記第1号様式)を交付するものとする。

2 受理警察署長(講習実施警察署長を除く。)は、受理した申込書の写しを、猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者に対する講習会にあっては、当該講習会の講習実施警察署長に、技能講習者及び年少射撃資格者に対する講習会にあっては、課長又は管理官に送付しなければならない。

(講習会の受付登録等)

第7条 前条第1項の規定による交付を行った受理警察署長は、速やかに講習会受付登録を行うものとする。

2 前条第2項の規定による送付を受けた課長又は管理官は、技能講習受講予定者名簿(別記第2号様式)又は年少射撃資格者講習受講予定者名簿(別記第3号様式)を作成し、受講状況を管理するものとする。

(講習の科目等)

第8条 公安委員会が実施する講習会は、課長、管理官又は講習実施警察署長が行うものとする。

- 2 課長又は管理官が行う講習会は、技能講習者及び年少射撃資格者に対する講習とし、次の表の左欄に掲げる講習受講対象者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる講習科目及び時間のとおりとする。

講習受講対象者	講習科目	時間
技能講習者	猟銃の操作	1.0時間
	猟銃の射撃	1.0時間以上
年少射撃資格者	空気銃の所持に関する法令	3.0時間
	空気銃の使用の方法	1.0時間

- 3 講習実施警察署長が行う講習会は、猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者に対する講習とし、次の表の左欄に掲げる講習受講対象者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる講習科目及び時間のとおりとする。

講習受講対象者	講習科目	時間
猟銃等経験者	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	1.5時間
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1.0時間
猟銃等初心者	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2.5時間
	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1.5時間
クロスボウ経験者	クロスボウの所持に関する法令	1.5時間
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	1.0時間
クロスボウ初心者	クロスボウの所持に関する法令	2.5時間
	クロスボウの使用、保管等の取扱い	1.5時間

- 4 課長、管理官及び講習実施警察署長は、講習会の講習効果の向上を図るため、その講習内容について受講者に考査を行うものとする。

(講習修了証明書の交付)

- 第9条 講習実施警察署長は、猟銃等経験者、猟銃等初心者、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者が講習内容を習得したと認めた場合は、規則第21条の講習修了証明書を、技能講習結果の伝達を受けた受理警察署長は、技能講習者が講習内容を習得したと認めた場合は、規則第28条の技能講習修了証明書を、課長又は管理官は、年少射撃資格者が講習内容を習得したと認めた場合は、規則第81条の年少射撃資格講習修了証明書を交付するものとする。

(講習実施の委託)

- 第10条 課長又は管理官は、法第5条の5第4項の規定により、技能講習者に対する講習に関する事務の一部を、当該講習に係る種類の猟銃に係る教習射撃場を管理する者に委託して行わせることができる。

- 2 課長又は管理官は、法第9条の14第3項において準用する法第5条の3第4項の規定により、年少射撃資格者に対する空気銃の使用の方法に関する講習を、空気銃による適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに委託して行わせることができる。

- 3 講習実施警察署長は、法第5条の3第4項の規定により、猟銃等経験者及び猟銃等初心者に対する猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習を、猟銃又は空気銃による適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに委託して行わせることができる。

- 4 講習実施警察署長は、法第5条の3の2第4項の規定により、クロスボウ経験者及びクロスボウ初心者に対するクロスボウの使用、保管等の取扱いに関する講習を、クロスボウによる適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに委託して行わせることができる。

- 5 講習の委託期間は3年以内とし、再委託を妨げないものとする。ただし、必要があると認めるときは、講習の委託期間の満了前に当該委託を解除することができる。

- 6 課長若しくは管理官又は講習実施警察署長は、前5項の規定により講習を委託した場合は、当該委託に係る講習会講師委託証(別記第4号様式)を交付するとともに、講習会委託講師名簿(別記第5号様式)を作成し、講師台帳として保管するものとする。

- 7 講習実施警察署長は、講習を委託し、又はその委託を解除したときは、速やかに課長又は管理官に通知するものとする。

(講習実施結果の通知)

第11条 講習実施警察署長は、講習会の終了後、速やかに実施結果を受講者名簿(別記第6号様式)により課長又は管理官に通知するものとする。この場合において、講習実施警察署長と受理警察署長が異なるときは、当該通知に加え、受理警察署長に講習結果を通知するものとする。

(雑則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、鹿児島県警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和3年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第3条第3項の講習会に対するこの規則による改正後の猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則(以下「新規則」という。)の規定の適用については、第2条第4号中「法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者で、前号に掲げるもの以外の者(以下「クロスボウ初心者」という。)」とあるのは、「改正法附則第3条第3項に規定する許可を受けた者(以下「クロスボウ初心者」という。)」と読み替えるものとする。

3 この規則の施行の際現に改正前の猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則(以下「旧規則」という。)第11条第1項から第3項までの規定により講習の委託を受けている者に係る当該講習の委託は、新規則第10条第1項から第3項までの規定による講習の委託とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表(第3条関係)

猟銃等経験者講習会実施場所・月割表

場所	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
鹿児島中央警察署			○				○						
鹿児島西警察署									○				○
鹿児島南警察署		○				○							
指宿警察署										○			
南九州警察署											○		
枕崎警察署				○									
南さつま警察署					○								
日置警察署		○						○					
いちき串木野警察署							○						
薩摩川内警察署			○								○		
さつま警察署					○				○				
阿久根警察署										○			
出水警察署			○								○		
伊佐湧水警察署						○						○	
始良警察署				○				○					
霧島警察署							○						○
曾於警察署			○						○				
志布志警察署						○						○	
肝付警察署					○								
鹿屋警察署		○								○			
錦江警察署											○		
種子島警察署							○						

屋久島警察署	○											
奄美警察署			○								○	
瀬戸内警察署							○					
徳之島警察署								○				
沖永良部警察署												○

別記第1号様式(第6条関係)

別記

第1号様式(第6条関係)

講習通知書		年 月 日
殿		
警察署長 印		
あなたが申し込まれた講習は、下記により受講されるよう通知します。		
記		
講習日時	年 月 日 時 分～ 時 分 (受付: 時 分～ 時 分)	
講習場所		
備考	<p>1 この通知書は講習当日講習会場の受付に提出してください。</p> <p>2 講習日には次のものを持参してください。</p> <p>(1) 猟銃等経験者講習 筆記用具</p> <p>(2) 猟銃等初心者講習 講習用読本, 筆記用具</p> <p>(3) クロスボウ経験者講習 筆記用具</p> <p>(4) クロスボウ初心者講習 講習用読本, 筆記用具</p> <p>(5) 年少射撃資格者講習 講習用読本, 筆記用具</p> <p>3 手数料は返還できませんので、指定講習日時に必ず受講してください。</p>	

第2号様式(第7条関係)

第4号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

講習会講師委託証

住 所

氏 名

生年月日

あなたを 講習会の講師に委託したことを証明します。

【委託期間： 年 月 日から 年 月 日まで】

所属長

第5号様式(第10条関係)

第5号様式(第10条関係)

講習会委託講師名簿

所属:

住 所	氏 名	生年月日	講 習 種 別	委託年月日	備 考

第6号様式(第11条関係)

